時間単位の年次有給休暇に関する協定書

公益財団法人世田谷区保健センターと労働者代表健康指導係長田中美穂は、時間単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第１条　時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）は、常勤職員及び非常勤職員（非常勤医師は含まず。）を対象とする。

（日数の上限）

第２条　時間単位年休を取得することができる日数は、１年につき５日以内とする。この５日には前年の時間単位年休の繰越し分を含めることとする。

時間単位年休を５日取得したために、前年から繰り越した１日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越す。

（１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第３条　時間単位年休を取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

一　所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者　　７時間

二　所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者　　８時間

（時間単位年休の取得単位）

第４条　時間単位年休を取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。

（時間単位年休の取得手続）

第５条　時間単位年休の請求は、遅くとも前労働日の終業時刻までに、所定の様式に必要事項を記載して、所属長に届け出るものとする。

（時間単位年休に支払われる賃金額）

第６条　時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の１時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

（その他）

第７条　上記以外の事項については、「公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程」第37条及び「公益財団法人世田谷区保健センター非常勤就業規則」第16条に定める事項と同様とする。

（協定の有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、令和７年４月１日より令和８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１ヵ月前までに、財団又は職員のいずれからも異議の

申出がないときは、この協定はさらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 7 年 2 月 28 日

公益財団法人世田谷区保健センター　理事長　松本　公平　㊞



労働者代表　　田中　美穂　㊞

